

## 託送供給等約款の変更届出

2022年6月20日  
北陸電力送配電株式会社

当社は、本日、経済産業大臣に2022年7月1日を実施日とする託送供給等約款の変更届出を行いましたので、お知らせいたします。

当社は、電気事業法の改正等を踏まえ、本日、電気事業法第18条第5項に基づき、「託送供給等約款<sup>※1</sup>」の変更届出を経済産業大臣に行いました。

### 1. 主な変更内容

#### ○配電事業<sup>※2</sup>の取扱い

2022年4月に電気事業法が改正され、電気事業法に配電事業が位置付けされたことに伴い、当該内容を供給条件に反映します。

### 2. 実施日

2022年7月1日

#### ※1 託送供給等約款

小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用するときの料金等の供給条件を定めた約款

#### ※2 電気事業法第2条第11の2項（配電事業）

自らが維持し、及び運用する配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業（一般送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）であつて、その事業の用に供する配電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう

以 上

## 託送供給等約款の変更届出（概要）

本日届け出た「託送供給等約款」の見直し内容は以下のとおりです。

### ○配電事業の取扱い

（背景・目的）

近年、自然災害の激甚化が進んでおり、地域の分散型電源の活用を進めていく観点や、自然災害に対する耐性（レジリエンス）を高める観点から、分散型電源を活用した分散型グリッドの構築の重要性が高まっています。

これらの状況を踏まえ、一般送配電事業者に代わり、新たに配電事業者が、特定の地域において、配電網を運営し、緊急時には地域の分散型電源を活用し独立したネットワークとして運営できるように、2022年4月に電気事業法が改正されたことから、託送供給等約款を見直すものです。

（見直し内容）

これまで一般送配電事業者間でのみ電気の受け渡し（振替供給）を行っていましたが、新たに配電事業者とも振替供給を可能とすることで、配電事業者が配電事業を営むことができるよう見直しを行いました。

また、配電事業者は、制度開始当初においては電力量調整業務および周波数維持業務を一般送配電事業者に委託することができることから、当該業務の受託にあたり、必要となる見直しを行いました。

以上